

町営建設工事入札契約苦情対応要領

平成23年4月1日企財第11号

改正

平成29年3月30日

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「町営建設工事」という。）の入札契約の過程に係る苦情申立てに関する手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2 この要領による苦情対応の対象となる町営建設工事及び措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号）第13条に定める山田町営建設工事請負資格審査委員会に付議した町営建設工事
- (2) 町営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成23年4月1日付け企財第1号）第3第1項の規定により合議が行われた設計額が130万円を超える随意契約に係る町営建設工事
- (3) 山田町総合評価落札方式試行要領（平成22年8月28日付け町長決裁）の規定に基づき総合評価落札方式による競争入札が行われた町営建設工事
- (4) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）の規定により行われた指名停止、警告又は注意の喚起の措置（以下「指名停止等措置」という。）

(苦情窓口)

第3 財政課及び当該町営建設工事を所管する課等（以下「工事担当課等」という。）に苦情窓口を設置し、次に掲げるとおり町営建設工事の入札契約の過程に係る苦情を受け付けるものとする。

- (1) 財政課 財政課が執行した入札に関する苦情及び指名停止等措置に関する苦情
- (2) 工事担当課等 当該工事担当課等が執行した入札に関する苦情（口頭による説明等）

第4 苦情窓口における説明は、職員が口頭により行うものとする。

2 前項の職員の口頭による説明に対し、なお不服のある者は、町長に書面により苦情申立てを行うことができるものとする。

(苦情申立て)

第5 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札

ア 条件付一般競争入札の入札参加資格の確認等の結果、入札参加資格がないとされたことに対して不服がある者は、町長に対し、当該入札参加資格がないとされたことに対する理由の説明を求めることができる。

イ 町営建設工事競争入札参加資格者で、当該町営建設工事の入札参加資格の設定に対して不服があるものは、町長に対し、当該入札参加資格の設定に対する理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

町営建設工事競争入札参加資格者のうち、入札が執行された町営建設工事と同一の工事種別に登録されている者で、当該町営建設工事に指名されなかったことに対して不服があるものは、町長に対し、当該指名されなかったこと又は指名競争入札に付したことに対する理由の説明を求めることができる。

(3) 随意契約

契約が行われた町営建設工事と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について同法第3条第1項に規定する許可を受けている者で、当該町営建設工事の契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、町長に対し、当該選定されなかったこと又は随意契約にしたことに対する理由の説明を求めることができる。

(4) 総合評価落札方式による競争入札

総合評価落札方式による競争入札の入札参加者で、当該競争入札における自らの技術評価点に不服があるものは、町長に対し、当該自らの技術評価点に対する理由の説明を求めることができる。

(5) 指名停止等措置

措置要綱による指名停止、警告又は注意（以下「警告等」という。）を受けた者で、当該措置に対して不服のあるものは、町長に対し、当該措置を行った理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第6 第4第2項の規定により書面により苦情申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「苦情申立書」という。）により行わなければならない。

- (1) 苦情申立人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名
- (2) 苦情申立ての対象となる工事名及び工事場所
- (3) 不服のある事項
- (4) 前号の根拠となる事項
（苦情申立ての期間）

第7 苦情申立ては、次に掲げる期間（以下「苦情申立期間」という。）に行わなければならない。

- (1) 条件付一般競争入札

当該町営建設工事に係る入札参加資格の確認結果に係る通知を行った日の翌日から起算して5日以内（山田町の休日に関する条例（平成2年山田町条例第4号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

- (2) 指名競争入札

当該町営建設工事に係る指名理由を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

- (3) 随意契約

当該町営建設工事に係る随意契約理由を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

- (4) 総合評価落札方式による競争入札

当該町営建設工事に係る入札結果を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

- (5) 指名停止等措置

ア 指名停止

当該指名停止の期間内

イ 警告等

当該警告等の措置の通知を行った日の翌日から起算して2週間以内（休日を除く。）

（苦情申立てへの回答）

第8 町長は、苦情申立てがあった場合は、苦情申立人に対し苦情申立期間の最終の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に苦情申立回答書（様式第1号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

る。

(苦情申立ての却下)

第9 町長は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

2 町長は、前項の規定により申立てを却下するときは、苦情申立人に対し、苦情申立却下通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(苦情対応結果の公表)

第10 町長は、第8の規定により回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書の写しを閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

(要領の公表)

第11 この要領の公表は、山田町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

山田町長

印

苦情申立回答書

年 月 日付けで申立てのあったこのことについて、次のとおり回答します。

理 由	
備 考	
担当課等	

第 号
年 月 日

様

山田町長

印

苦情申立却下通知書

年 月 日付けで申立てのあったこのことについて、次のとおり却下します。

理 由	
備 考	
担当課等	

山田町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

苦情申立書

次の（町営建設工事・指名停止等）の申立事項について、その理由の説明を求めます。

申立対象工事又は 指名停止等措置	
申立事項	
申立ての根拠	
備 考	